



公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒132-0025 東京都江戸川区松江1-9-15
TEL 03-6231-4911 FAX 03-6231-4955
1-9-15, Matsue, Edogawa-ku, Tokyo, JAPAN
https://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

参考

文発第3887号
2024年1月22日

都道府県連盟代表 各位

申請期限：3月1日（金）

公益社団法人日本武術太極拳連盟
副会長 川崎 雅雄

**2024年度公認太極拳A・B・C級指導員
養成講習会・認定試験実施のご案内**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年実施する「公認A・B・C級指導員養成講習会・認定試験」の関係書類を下記の通り送付申し上げます。

数年に渡って感染症対策の一環として、学科試験の廃止やカリキュラムの短縮を行って参りました。
2024年度以降につきましても、受験者の負担軽減、より多くの指導員育成のため、同様のカリキュラム
を採用して実施いたします。つきましては今後も受験料を各級5,000円差し引いた金額を適用します。

詳細は下記の「1. 今期実施の特徴」および実施要綱の「7. 講習・試験とカリキュラム」をご確認ください
いますようお願いいたします。

都道府県連盟におかれましては、ご多忙中恐縮ですが、要綱に記載している通り、加盟団体から申請書類を
2月20日までに入手し、3月1日までに日本連盟に提出して下さるようお願いいたします。そのためには、
下記の書類を可及的速やかに加盟団体に送付していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1) 『公認指導員規則』 = 2部
- 2) 実施要綱 = 2部
- 3) A級指導員 申請書〈書式 太指-1〉 = 2部 (複写して使用)
- 4) B級指導員 申請書〈書式 太指-2〉 = 3部 (複写して使用)
- 5) C級指導員 申請書〈書式 太指-3〉 = 5部 (複写して使用)
- 6) 受験申請者一覧表〈書式 太指-4〉(都道府県連盟加盟団体→都道府県連盟→日本連盟) = 3部 (複写して使用)
- 7) 受験申請者一覧表一括送付状〈書式 太指-5〉(都道府県連盟→日本連盟) = 1部
- 8) 各級受験資格取得講習会 修了証〈書式 太指-6〉 = 2部 (複写して使用)
- 9) A級指導員認定試験 特別推薦状〈書式 太指-7〉 = 1部 (複写して使用)
- 10) 『会場案内』 = 10部 (複写して使用)
- 11) 公認資格者 登録事項変更届 = 1部 (複写して使用)
- 12) 所属団体変更登録申請書 = 1部 (複写して使用)

貴連盟の受験者が多数参加されますよう、よろしくご高配下さい。

敬 具

記

1. 今期実施の特徴：

- 1) C級認定：第34期C級認定は、全ブロック=7ブロック8会場（仙台・埼玉・名古屋・大阪・福岡・岡山・東京・高松）において、2日間の日程で実施します。
- 2) B級認定：第34期B級認定は、盛岡・名古屋・福岡・大阪・東京の5会場で、2日間の日程で開催します。
- 3) A級認定：第32期A級認定は、東京・大阪の2会場で、2日間の日程で開催します。
- 4) すべての実施会場で、宿泊は参加者各自で自己手配していただきます。
- 5) A、B、C各級の「共通カリキュラム」で、いずれも1日目は、15：30に終了します。

2. 実施時期と会場：

添付の実施要綱と『会場案内』を参照して下さい。

3. 受験資格：

下級の指導員資格を取得していなければその上の級を受験することができません。すなわち、

- C級受験者は、必ず普及指導員資格を有し、太極拳初段位以上を有していなければならない
 - B級受験者は、必ずC級指導員資格を有し、太極拳2段位以上を有していなければならない
 - A級受験者は、必ずB級指導員資格を有し、太極拳3段位以上を有していなければならない
- ことになっています（ただし、特別功労指導員のA級受験の特例を除く）。

4. 各級指導員の試験内容と判定基準について：

「実施要綱」の<7. 講習・試験とカリキュラム>、<9. 認定試験の合否判定基準>をご参照下さい。

5. カリキュラムと受験科目：

- 1) 1日目に学科講習を集中的に実施するので、参加者は『太極拳指導教本』と『太極拳実技テキスト』（所属団体を通じて事前に購入）で良く自習したうえで参加して下さい。
- 2) 指導実技講習と指導実技試験は『太極拳実技テキスト』に基づいて実施します。参加者は同テキストを事前に所属団体から購入して、良く学習したうえで参加して下さい。

6. 申請手続き：

日本連盟にたいする申請手続きは都道府県連盟が行う：

日本連盟にたいする本件の申請手続きは他の手続きと同様に、都道府県連盟加盟団体が該当する都道府県連盟宛に申請書類一式と受講・受験料および参加費を送付し、都道府県連盟が一括して日本連盟宛に申請書類と受講・受験料を送付していただきます。

各団体は、いずれの都道府県連盟に書類を送付するかについて、下記の日本連盟第39回理事会、第40回理事会の確認事項に従っていただきますのでご注意ください。

手続きを依頼する都道府県連盟の確定方法：

日本連盟理事会確認事項：

1. 会員が所属する団体が、会員の在住地の都道府県連盟の加盟団体である時、日本連盟にたいする諸手続きは、会員の在住地の都道府県連盟を通じて行う。恣意的に非在住の都道府県連盟を選んで手続きを行ってはならない（都道府県連盟の存立基盤の安定を図るため）。
2. 会員が所属する団体が、会員の在住地の都道府県連盟の加盟団体でない時は例外的な措置として、会員の所属する団体の本部所在地の都道府県連盟を通じて、日本連盟にたいする諸手続きを行う。

- 1) 都道府県連盟加盟団体は、申請者の各級の「推薦状・申請書」中の申請者記載欄の記入事項に記入漏れが無いかどうか確かめたうえで、**申請者の住所**に基づいて、在住地の都道府県連盟の加盟団体となっている場合には、その在住地都道府県連盟に、また、申請者の在住地都道府県連盟に加盟団体となっていない場合は、団体の本部所在地の都道府県連盟宛に、「6) 受験申請者一覧表」を添付した申請書類一式と受講・受験料を送付して、日本連盟にたいする申請手続きを依頼して下さい。

複数の都道府県連盟にたいして申請手続きを依頼する場合は、「6) 受験申請者一覧表」を複写して使用して下さい。

依頼する都道府県連盟への受講・受験料の送付方法（銀行口座番号等）を確かめて、納付して下さい。

- 2) 都道府県連盟は、加盟団体から受領した申請書類一式と、「6) 受験申請者一覧表」（写し）に「7) 受験申請者一覧表一括送付状」（原本）を添付して、提出期限：3月1日までに日本連盟宛に送付し、併せて、受講・受験料の合計金額を下記「9. 納付費用」記載の指定講座に振り込んで納付していただきます。

- 3) 都道府県連盟加盟団体は、都道府県連盟が一括事務作業をするために、**遅くとも、2月20日までに**、当該都道府県連盟宛に書類送付と料金納付を済ませて下さい。

7. 申請書類の記入方法：

『推薦状・申請書』；A級、B級、C級各々の専用の用紙に下記の事項を記入して下さい。

「申請書」欄に、

- ①申請日、申請者氏名（必ず、フリガナを記入）、性別、生年月日、住所、電話番号、年齢、国籍を記入し、申請者本人の捺印を付す。
- ②現在所持している指導員資格の証明書に記載されている番号を記入する。
（証明書が手元になく、番号がわからない場合は記入不要）
- ③日本連盟技能検定段・級資格欄に取得している段位を記入する（2023年度検定で初段～3段に合格し、登録手続きを完了した人は、新規に取得した段位を記入して下さい）。

- ④住所・氏名を変更した申請者は「公認資格者登録事項変更届」を、所属都道府県を変更した申請者は「所属都道府県連盟変更登録申請書」も併せて提出して下さい。(後日提出可)
- ⑤受験会場欄で、該当会場を指定する。
- ⑥所属団体名、同役職・資格名の全てを記入し、申請者の所属団体名は、必ず、都道府県連盟加盟団体名か、あるいは都道府県連盟名のいずれかを記入する。それ以外の団体名を記入しないように、特に注意して下さい。
- ⑦太極拳指導歴、学習歴を記入。
C級は、年齢満25歳以上、指導歴3年以上を、B級は、年齢満30歳以上、指導歴5年以上を、A級は、年齢満35歳以上、指導歴10年以上を満たしていないと申請が受理されないこと(『指導員規則』第8条)、ただし、同『規則』第8条の2および第9条の特例措置があることに注意。特例措置で申請する場合は、下記のように「修了証」または「特別推薦状」を添付しなければなりません。

『受験申請者一覧表』：

- 1) 団体名(都道府県連盟加盟団体名または都道府県連盟名)、代表者名を記入し、捺印する。
- 2) 申請者氏名を記入し、申請級を○印で囲む。
- 3) 同封の『会場案内』を参照して、受験会場の該当個所を○印で囲む。

『各級受験資格取得講習会 修了証』：

該当する申請者があれば、必要事項を所定欄に記入し、

- 1) 都道府県連盟会長印を捺印し、
- 2) 講習会担当講師が、署名欄に署名する(捺印不要)。

『A級指導員認定試験 特別推薦状』：

該当する申請者があれば、必要事項を所定欄に記入し、

- 1) 所属団体推薦欄に所属団体(都道府県連盟加盟団体名または都道府県連盟名)会長印を捺印し、
- 2) 都道府県連盟推薦欄に、都道府県連盟会長印を捺印する。

8. 申請書類提出期限：

- 1) 申請者が所属する団体は；

該当する都道府県連盟に下記の書類を一括して、遅くとも2月20日(火)までに送付して下さい。

①各級指導員推薦状・申請書；

所定の事項を記入し、申請者印を捺印したもの。原本を、都道府県連盟に送付し、都道府県連盟はとりまとめて日本連盟に送付する。各団体は、記録、照合のため、必ず写しを保管しておいて下さい。

書類は受験する級ごとに整理して提出してください。

②申請者本人の写真1枚(白黒又はカラー、ヨコ2.5cm × タテ3.0cmで裏面に本人の氏名を記入)

写真は申請書にホチキスで止めたりせず、級ごとにまとめて袋に入れるなどして提出してください。

※受験票の写真は受験者本人が受験票取得後に貼付してください。

③「受験申請者一覧表」(都道府県連盟加盟団体の申請者全員の、申請級、受験科目、会場等を記入し、合計人数の受講・受験料、参加費の合計金額を記入したもの)

④各級受験資格取得講習会 修了証： 該当する申請者がいる場合に限り、その申請者の「申請書」に添付して提出して下さい。

⑤A級指導員認定試験 特別推薦状： 同上

- 2) 都道府県連盟は；

加盟団体から送付された上記書類に、各団体からの「受験申請者一覧表」(写し)と「受験申請者一覧表一括送付状」(原本)を添付して、2024年3月1日(水)までに日本連盟に必着するよう提出して下さい。都道府県連盟は、記録、照合のため、必ず写しを保管しておいて下さい。

9. 納付費用：

- 1) 「受講・受験料」：

A級、B級、C級ともに1人1万5千円、特別功労指導員のA級受験は2万円です(同封の『規則』の別表Iを参照)。

- 2) 「参加費(施設利用・機材費の実費)」：

A級、B級、C級ともに1人3千円です。

- 3) 納付方法：

都道府県連盟加盟団体は、「受験申請者一覧表」に記入されている受講・受験料と参加費の合計金額

- ◎ A級申請者1人1万8千円(受講・受験料1万5千円+参加費3千円)×団体申請者人数分
- ◎ B級申請者1人1万8千円(受講・受験料1万5千円+参加費3千円)×団体申請者人数分
- ◎ C級申請者1人1万8千円(受講・受験料1万5千円+参加費3千円)×団体申請者人数分
- ◎ 第9条によるA級申請者1人2万3千円(受講・受験料2万円+参加費3千円)×団体申請者人数分、

を一括して、該当する都道府県連盟に、遅くとも、2月20日(火)までに送付してください。

都道府県連盟は、上記に記載された事項をご参照のうえ、加盟団体から送付された申請者人数分の

受講・受験料と参加費をまとめて、申請期限：3月1日(金)までに下記の指定口座にお振込み下さい。

みずほ銀行四谷支店 普通預金口座 1025478 口座名義：公益社団法人日本武術太極拳連盟
--

10. 受験資格としての「指導歴」の認定と特例措置＝各級受験資格取得講習会：

1998年度から、各級指導員の受験資格としての指導歴が規定(C級申請者は3年以上、B級は5年、A級は10年以上)に満たない場合は、『公認指導員規則』(改定版)の第8条の2および「実施要綱」の12. で定めている受験資格取得講習会を都道府県連盟が実施し、同封の「修了証」を受験申請書に添付すれば、該当級を受験することができることになっています。

この講習会は、原則として、受験者が所属する都道府県連盟が主催して実施しますが、本人が所属する連盟が実施せず、隣接する連盟が実施する講習会有る場合、本人が所属する連盟会長の同意があれば、隣接する連盟の講習会に参加して、「修了証」の交付を受けられます。

この特例措置は、全国各地で、指導員資格取得を希望する人が多数存在しても、すべての人に十分な指導機会が設けられるとは限らない現状と、「指導歴」規定とのギャップに対処する目的で設けられました。

「指導歴」期間の認定は所属団体長にまかされているものであります。したがって、「指導歴」期間の認定は、各所属団体長におかれましてはできるだけ弾力的に取り扱っていただくようお願いいたします。都道府県連盟におかれましては、やむをえない場合を除き、この「受験資格取得講習会」を実施しないようにおすすめます。

11. 特別功労指導員に対する特別措置＝A級受験の特例：

太極拳2段を取得している人で、『公認指導員規則』(改定版)の第9条および「実施要綱」の13. の条件を満たす人は、この項による受験をすることができることになっています。

1999年度から、上記13. の条件に加えて、さらにB級指導員資格を有することが追加条件となっています。同封の「特別推薦状」に所属団体長と所属都道府県連盟会長の推薦・捺印が必要となります。この例はあくまで普及振興に格段の貢献のあった「特別功労者」に限ります。みだりに推薦されますと、A級指導員の権威を損なうこととなりますので特にご注意下さい。所属団体推薦欄に、特別推薦をする理由を記載して下さい。申請理由がこの特別措置の趣旨に沿わない場合は、この申請は受理されないこともあります。

この項の受験者は、他のA級受験者とまったく同じカリキュラムで受講・受験していただき、最終日の閉講式後に「追加的実技試験＝24式太極拳実技」を受験していただきます。

この項の申請者は、受験料が5千円増額され、2万円となります。

12. 参加者の宿泊と食事について：

1) 宿泊について；

すべての会場で、宿泊は参加者各自で手配していただきます。

2) 食事について；

各会場とも、昼食は、各自持参していただきます(弁当持参または付近のコンビニエンスストア等で各自購入するなど)。

13. 教材について：

教材は、A・B・C各級とも日本連盟発行の、①『太極拳指導教本』および、②『太極拳実技テキスト』を使用します。

各団体におかれましては、受験者がテキストを入手済みであることを必ずご確認ください。

14. 「受講・受験票」の送付について

「受講・受験票」は、3月中旬頃までに、都道府県連盟宛に送付します。

以上

同封書類：書類 1) ～12)